

## 国名：日本

スコア：82.09 | 順位：2/24

日本は、デジタル経済とクラウドコンピューティングを支えかつ促進する、総合的な一連の先進的な法律を有しています。

日本は、新しく中央規制当局を設置するとともに強力な執行規定を備え、包括的な個人情報保護法を有しています。

日本は、2012年にサイバー犯罪に関する条約を批准しており、他の国々の手本となっています。

日本の知的財産法はクラウドコンピューティングに関して全般的に保護していますが、技術的保護手段回避に対する保護の分野では改善の余地があります。

日本は、国際標準の制定に非常に積極的です。

日本は、世界における最大のファイバーユーザー数を持ち、世界中で最も広域のブロードバンドファイバー展開を行っている国の一つという特徴があります。日本は、積極的に管理された競争力の高いアクセス体制を有しており、またこの10年間に亘り少なくとも6つの重要なIT戦略及び計画を策定してきました。概して、目標は達成されており、次の戦略に発展しています。このことによって、世界中で最も完全なブロードバンドインフラストラクチャーの1つを有し、日本を独自の地位に位置づけています。スコアカードにおける上記に関連する項目での高得点が、日本の総合順位を押し上げています。

日本は、1位から2位へとわずかに順位を下げましたが、これは主にドイツの改善によるものです。

# 日本への質問事項	回答	説明
データプライバシー (スコア：9.8/12.5   順位：8/24)		
1. データ保護法又は規則が整っているか。	✓	個人情報保護法(2003年成立)は、2005年から民間部門に適用されています。同法は2015年に大幅に改正・強化され、2017年5月30日に施行されました。 個人情報保護法に加え、公的部門は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守しなければなりません。
2. データ保護法又は規則の範囲と対象はどのようなものか。	包括的	同法は、公的部門及び民間部門の両方をカバーしています。
3. データ保護機関が存在するか。	✓	個人情報保護委員会(PPC) <www.ppc.go.jp>が、国の規制当局に該当します。2016年1月にPPCが設置され、2017年5月に全面的に活動が開始されました。
4. データ保護機関の性質はどのようなものか。	合議体	個人情報保護委員会(PPC) <www.ppc.go.jp>は、委員長1名と委員8名で構成され、内閣総理大臣が両議院の同意を得て5年間任命します。
5. データ保護機関は、データ保護法又は規則を効果的かつ透明性のある方法で執行しているか。	①	個人情報保護委員会(PPC) <www.ppc.go.jp>は、監査及び検査の権限並びに企業に対して法令順守に関する報告を求める等の重要な権限を有します。刑事罰も適用可能です。しかし、PPCは罰金を課す権限を有しません。 規制当局は、2017年5月に活動を開始したばかりであり、執行への取組みを評価するには早すぎます。

# 日本への質問事項	回答	説明
6. データ保護法又は規則は、国際的に認められた国際データ移転を促進するフレームワークに準拠したものか。	APEC フレームワーク及びEU フレームワーク	日本法には一部独自の規定がありますが、主たる原則は、経済協力開発機構 (OECD) プライバシーガイドライン及びEU データ保護指令を組み合わせたものに基づいています。2017年7月、欧州委員会は、2018年早期に、日本に対してEU指令に基づき十分性認定することを予定していると発表しました<europa.eu/rapid/press release_statement_171880_en.htm>。認定されれば、個人データは、条件なく日本に移転が可能になります。  日本は、アジア太平洋経済協力会議 (APEC) 加盟国であり、日本のプライバシー法は、APEC プライバシーフレームワークに準拠しています。  2015年改正法は、個人情報保護委員会 (PPC) <www.ppc.go.jp>が策定する規則及びガイドラインによって補われています。規則及びガイドラインは、越境データ移転のための仕組みの1つに、APEC 越境プライバシールール (APEC CBPRs) <www.cbprs.org>を含めるものとしています。この規定により、データを移転する企業又は受け取る企業がAPEC CBPRの認定を受けている場合には、その他の条件なく、クロスボーダー移転することができます。
7. データ管理者には、登録要件は課されないか。	✔	日本の個人情報保護法では、一般的な登録要件はありません。  但し、情報仲介並びに氏名及び連絡先の名簿販売を専門に扱う企業は、個人情報保護委員会 (PPC) <www.ppc.go.jp>に届け出ることで、特別なオプトアウト規定を利用することができます。これは、少数の企業にとっては、事実上の登録要件として機能することになります。
8. クロスボーダーのデータ移転の要件はあるか。	詳細な要件	クロスボーダーのデータ移転には、一般的に個人の事前同意が要件となり、これには、場所に関する適切な情報を提供すること (例えば、個人情報の提供を受ける者の国や地域を特定すること) の要件も含まれます。ただし、日本法に基づく保護と同等のデータ保護の体制を有する組織又は十分な水準の保護を提供しているとPPCにより指定された国の例外を含む、広範な例外が適用されます。APEC 越境プライバシールール (CBPRs) <www.cbprs.org>の認定を受けた企業は、十分な保護を有するとみなされ、したがって例外の要件を満たします。
9. クロスボーダーのデータ移転が、国や特定分野のデータ又はサーバーのローカライゼーション要件など、恣意的、不当、あるいは、過度な規制を受けないか。	✔	日本のクロスボーダーのデータ移転規則は、2017年5月に施行されたばかりであり、まだ実際の影響を評価することは困難です。2017年6月現在、国の指定については未だなされていませんが、PPCはクロスボーダーのデータ移転の要件に関する追加のガイドラインを発表しました。  日本法に、データの海外移転に対する登録要件又は一般的なデータローカライゼーション要件はありません。
10. 個人データ漏洩通知法又は規則はあるか。	❶	日本の個人情報保護法には、一般的なデータ漏洩通知要件はありません。しかし、個人情報保護委員会ガイドラインといくつかの特定分野ガイドラインは、クラウドサービスプロバイダーを含む、当該規制当局の対象となる組織に対して、データ漏洩通知要件を課しています。
11. 個人情報漏洩通知要件は透明かつリスクベースであり、過度に規範的となっていないか。	❶	日本のデータ漏洩通知要件に関する規則は一貫性がなく、あいまいです。例えば、個人情報保護委員会ガイドラインは、個人への通知を必須とせず、奨励しているだけです。
12. データプライバシーの侵害に対して個人の権利に基づく訴訟は可能か。	✔	日本国憲法 (1946年成立) 第13条は、以下の通り規定しています。  「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」  個人は、不法行為に基づいてデータプライバシーの侵害に対して訴訟を提起することができます。  この憲法規定は、政府に対する個人訴訟において使われてきました (民間部門に対しては使われていません)。
<b>セキュリティ (スコア：10.5/12.5   順位：5/24)</b>		
1. 国のサイバーセキュリティ戦略は整備されているか。	✔	日本のサイバーセキュリティ戦略は、2015年9月に公表されました。  <www.nisc.go.jp/eng/pdf/cs-strategy-en.pdf>  内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) <www.nisc.go.jp>は、各省庁のサイバーセキュリティ確保を目指すとともに、国際連携の窓口として機能し、国家戦略や政策を策定する権限を与えられています。

# 日本への質問事項	回答	説明
2. 国のサイバーセキュリティ戦略は最新、総合的かつ包括的か。	✓	戦略は、サイバーテクノロジーの利益とリスクの双方を考慮し、実装およびレビューのための記載を含む、総合的な文書として書かれています。サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号) <www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=2760&vm=02&re=01>の制定により実現したサイバーセキュリティを支える法的枠組みは、地域内で最も強力なものの一つです。
3. クラウドサービスプロバイダーの一般的なセキュリティ要件を定めた法律又は適切なガイダンスはあるか。	①	個人情報保護法第20条(安全管理措置)は、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と定めています。規制当局及び業界団体によって他にベストプラクティスのガイダンスが提供されていますが、第20条が唯一の法的拘束力のある要件です。  例えば、サイバーセキュリティ基本法(平成26年成立)第7条は、サイバー関連事業者その他の事業者に対し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国や地方公共団体等が行うサイバーセキュリティに関する施策に協力することを求めています。  「サイバー関連事業者」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する業務を行う者をいいます。
4. セキュリティ要件に関する法律又はガイダンスは透明かつリスクベースであり、過度に規範的となっていないか。	✓	クラウドセキュリティの問題に対する日本のアプローチは、国際標準を重視し、クラウドサービスのためのISO/IEC27002(2015年発行)に基づく情報セキュリティ管理の実施の基準であるISO/IEC27017を推進するものです。実際、このISO標準は、日本のクラウドセキュリティに関する国家標準に基づいたものです。要件は透明性が高く、国際的なベストプラクティスに従っています。
5. 国際的な慣行を考慮したクラウドサービスプロバイダーのセキュリティ監査要件を定めた法律や適切なガイダンスがあるか。	①	個人情報保護法においては、セキュリティ監査が、法に定めるプライバシー及び委託に関する規定の遵守のために使用できる方策の一つであると考えられています。これがクラウドコンピューティングに適用される可能性があります。必須ではありません。
6. 国際的なセキュリティ基準、認証及びテストは、自国の要件を満たしているかと認められているか。	✓	日本は、共通基準認識協定(CCRA) <www.commoncriteriaportal.org>の認証国(最高レベル)です。ITセキュリティ評価及び認証制度(JISEC) <www.ipa.go.jp/security/jisec/jisec_e>により、認証の付与が管理されています。一部の極めて特定の認証が、政府機関の情報セキュリティ対策のための政府機関統一基準(2005年制定)のもとで要求されていますが、これは、「重要な電子政府情報システム及びソフトウェア開発」のみに適用されるものです。  また、クラウドセキュリティ(CS)マークゴールドレベルの認証は、政府調達要件として使用されるようになってきています。日本セキュリティ監査協会(JASA) <jcispa.jasa.jp/cloud_security>が管理する日本独自の認証です。
<b>サイバー犯罪(スコア：12/12.5   順位：1/24)</b>		
1. サイバー犯罪に関する法令は整備されているか。	✓	サイバー犯罪は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)と刑法の組合せによってカバーされています。
2. サイバー犯罪に関する法令はサイバー犯罪に関するブダペスト条約に準拠したものか。	✓	日本は、2001年に欧州評議会サイバー犯罪条約に署名しています。また、2011年7月に、当該条約に準拠する規定を含めるよう刑法を改正しています。日本は、2012年7月に当該条約を批准しました。
3. 法執行機関によるデータへのアクセスに関する現地の法律や政策は、特定技術を義務付けたり、セキュリティ製品やサービスの供給に対するその他の障壁を設けないようにしているか。	✓	法執行機関による暗号化データへのアクセスについて定めた特定の法はありません。捜査が必要となった場合、警察当局はサービスプロバイダー又はメーカーに、データを復号するための協力を要請できます。  日本では、特定のセキュリティ技術を義務付けたり、セキュリティ製品へのバックドアアクセスを要求する提案は行われていません。
4. 法執行目的のためのクロスボーダーのデータ交換について、透明かつ公正な取り決めが整備されているか。	✓	日本は、少数の国(中国、韓国、香港SAR、EU、ロシア、米国)との間で刑事共助条約(MLAT)を締結しています。また、日本は欧州評議会サイバー犯罪条約に定められた相互協力の仕組みを活用しています。

# 日本への質問事項	回答	説明
<b>知的財産権 (スコア：9/12.5   順位：11/24)</b>		
1. 著作権法や規則は、クラウドサービスプロバイダーを保護するための国際標準と整合的であるか。	✓	日本は、知的財産権法において国際標準を実施しています。  日本では、クラウドサービスプロバイダーなどの中継者に対して、伝統的な著作権のセーフハーバー保護を規定していません。代わりに、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年制定）が広範囲に渡る法（著作権、名誉毀損、プライバシー）に適用されます。同法では、中継者の定義が非常に狭く、一部のクラウドサービスプロバイダーへの適用が制限される可能性があります。
2. 著作権に関する法律や規則が効果的に施行され、執行されているか。	✓	日本は、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所を設立（2005年）するなど、著作権法の執行について長年にわたる活発な活動の歴史があります。  日本では、中継者の責任を定める法が、クラウドサービスプロバイダーにとっての事実上のセーフハーバーとして機能します。
3. 営業秘密の不正使用に対する明確な法的保護が整備されているか。	①	日本では、営業秘密を部分的に不正競争防止法で保護しています。同法第2条第6項は、次の3要件を満たす営業秘密を保護しています。  (1) 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること (2) 秘密として管理されていること (3) 公然と知られていないものであること。
4. 営業秘密に関する法律及び規則は、効果的に執行されているか。	①	日本は、不正競争防止法による保護範囲を拡大するための改正（2016年1月施行）をしました。本改正により、営業秘密侵害の未遂行為及び他人の営業秘密の不正使用により生産した製品の流通も新たに刑事上・民事上の保護対象に含まれました。同法はまた、国外における営業秘密の不正使用もその範囲に含める形で改正されました。  営業秘密に関連した法執行の増加が見られます。
5. 技術的保護手段の回避に対する明確な法的保護が整備されているか。	①	日本では回避装置に対する保護は依然として限定的です。
6. 技術的保護手段の回避に対する法律又は規則が効果的に執行されているか。	①	日本では、これまで不正競争防止法上の技術的制限手段の回避に関して、いくつか刑事事件として起訴されていますが、捜査当局はソフトウェアライセンス認証システムを回避するためのプログラム（いわゆる「クラックツール」）を提供する者に対しては、それほど積極的に活動していません。
7. ソフトウェアにより実装される発明について明確な法的保護が整備されているか。	①	日本法におけるソフトウェア実装発明の扱いは複雑ですが、ソフトウェア実装発明が特許保護の対象となるか否か（特許法第2条第1項）は、「ハードウェア資源を利用してソフトウェアによる情報処理を具体的に実現する」かにより判断されます。
8. ソフトウェアにより実装される発明の保護に関する法律又は規則が効果的に施行されているか。	①	特許庁が発行する審査基準では、ソフトウェア関連発明についてのクレームにおいて、ソフトウェアとハードウェア資源が「協調的に」動作することを示さなければならない、とされています< <a href="http://www.jpo.go.jp/rireki_e/whate.htm">www.jpo.go.jp/rireki_e/whate.htm</a> >。  実際には、ソフトウェア実装発明について特許を取得することができます。
<b>標準及び国際協調 (スコア：10.5/12   順位：12/24)</b>		
1. 当該国の標準開発を担当する規制機関が存在するか	✓	日本規格協会 (JSA) < <a href="http://www.jsa.or.jp">www.jsa.or.jp</a> >は、「工業標準化及び規格統一に関する普及並びに啓発等を図り、技術の向上、生産の効率化に貢献すること」を目的とすると表明しています。  JSAは、標準化手続において管理及び促進の役割を担っています。但し、規格自体は日本工業標準調査会 (JISC) < <a href="http://www.jisc.go.jp">www.jisc.go.jp</a> >が制定し管理しています。
2. 国際標準が国内標準に優先するか。	✓	日本は、国際標準の遵守を優先しています。
3. 政府は国際標準策定プロセスに参加しているか。	✓	日本は、関連する国際標準化機構 (ISO) 及び国際電気標準会議 (IEC) 標準策定手続に参加しており、ISOの加盟国です。日本は、最上位のICT標準委員会 (JTC-1) < <a href="http://www.iso.org/isoiec-jtc-1.html">www.iso.org/isoiec-jtc-1.html</a> >参加国です。
4. 電子商取引法又は規則は整備されているか。	①	電子商取引についての一般法は存在しません。  電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律、電子署名及び認証業務に関する法律（2000年）及び特定商取引法が追加的なガイダンスを定めています。
5. 電子商取引法はどの国際法律文書に基づいているか。	該当なし	電子商取引についての一般法は存在しません。

# 日本への質問事項	回答	説明
6. 電子署名に明確な法的効力を与える法律又は規則が存在するか。	✓	電子署名法は、本人による電子署名が行われる場合、電磁的記録が真正であると推定される、と規定しています。  「電子署名」は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであり、かつ当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの、と定義されています。
7. クラウドサービスプロバイダーには、強制的フィルタリング又は検閲が課されていないか。	✓	日本は、オンラインサービスのコンテンツ規制については、青少年のインターネット利用の安全・安心を確保するための環境整備法（2008年制定）に基づき、自主規制制度を採用しています。同法第17条では、有害なコンテンツから青少年を保護するために、保護者がオプトアウトしない限り、携帯電話インターネット接続役務提供事業者には、フィルタリングを提供する義務が課されています。
<b>自由貿易の促進（スコア：10/12.5   順位：4/24）</b>		
1. クラウドサービス及び製品の開発を促進するための国家戦略又はプラットフォームが整備されているか。	①	官民連携データ活用推進基本法（2016年制定）では、データ活用を前進させるために、クラウドコンピューティングサービス関連技術を推進しています。同法を実施するための基本計画はまだ公表されていません。
2. 政府において技術的中立性を実施する法律又は政策が整備されているか。	①	日本は、特定の技術を促進する政策を持たず、一般的にイノベーションを支援し、促進しています。しかし、技術的中立性の方針を明示的に実施又は確立する具体的な方針は存在しません。  日本のこの分野における最新の方針は、世界最先端IT国家創造宣言（2016年）< <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20160520/siryou1.pdf">www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20160520/siryou1.pdf</a> >です。この方針は、以前の方針を置き換えたものであり、2013年以降、これらの方針の中で、技術的中立性に対する具体的なコミットメントはありません。
3. クラウドコンピューティングサービスは、特定の製品、サービス、標準又は技術の使用を強制したり選択させる法律又は政策を課されることなく運用できるか。	✓	日本には、特定の技術を強制要件としたり選択させる法律又は政策は存在しません。
4. クラウドコンピューティングサービスは、ベンダー、開発者又はサービスプロバイダーの国籍に基づく差別を定める法律、調達政策又はライセンスルールの適用なしに運用できるか。	✓	クラウドサービスや製品について、国内サプライヤーに対する優先的待遇は与えられていません。
5. 国は、クラウドサービスの調達に差別がないことを確保するための国際協定に署名、批准しているか。	①	日本は、世界貿易機関（WTO）の政府調達に関する多国間協定< <a href="http://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/gp_gpa_e.htm">www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/gp_gpa_e.htm</a> >の正式加盟国です。
6. クラウドプロバイダーが提供するサービスに、関税その他の貿易障壁が課されていないか。	✓	日本政府は、クラウドコンピューティングに関連して、関税その他の貿易障壁を課していません。
7. クラウドコンピューティングサービスは、データローカライゼーション要件を課す法律又は政策の適用なしに運用できるか。	✓	日本には、法的拘束力のあるデータローカライゼーション要件はありませんが、一部のガイドライン（例えば、医療業界に適用される総務省のガイドライン）では、民間の情報処理業者に日本法の適用が及ぶ場所にデータを保管することを義務付けており、クラウドコンピューティングサービスに影響が及びます。
<b>IT準備態勢、ブロードバンド展開（スコア：20.3/25   順位：2/24）</b>		
1. 国家的ブロードバンド計画があるか。	日本の一連のブロードバンド計画は、総合的なファイバー（FtH）展開をもたらしてきました。スマート・ジャパンICT戦略及び日本再興戦略は、現在ナレッジエコノミーの発展に注力しています。	日本は、世界における最大のFtHユーザ数を有しており、世界中で最も大規模なブロードバンドファイバー（FtH）展開を行っている国の一つという特徴があります。日本は、積極的に管理された競争力の高いアクセス体制を有しており、またこの10年間に亘り少なくとも6つの重要なICT戦略及び計画を有してきました。概して、目標は達成されており、次の戦略に発展しています。このことによって、日本は、世界中で最も完全なブロードバンドインフラストラクチャーのひとつを有し、独自の地位に位置づけられています。以降のIT戦略は、日本の人口におけるFtH利用者数の増加に焦点を当てています。90%の家庭がアクセスを持っているにもかかわらず、30%の家庭のみがFtHを使用しているのは、利用率が低いとみなされています。  2016年日本再興戦略では、モノのインターネット（IoT）、ビッグデータ、人工知能の各分野に重点を置いています。

# 日本への質問事項	回答	説明
2. 国家的ブロードバンド計画は効果的に実施されているか。	✓	<p>日本はコピキタスなブロードバンドを達成したという意味で実施が完了しています。</p> <p>日本は世界中で最も先進的かつ最大規模のブロードバンド市場の一つです。日本は、FttHへの投資、そしてFttHほどではありませんが、ケーブルへの投資に重点を置いてきました。これらのテクノロジープラットフォームが提供する高速回線は、DSLシェアを奪いながら数を伸ばし、FttHは固定ブロードバンド契約者全体のほぼ3分の2を占めています。また、日本は、TV、ブロードバンド・インターネット、音声電話を一つのプロバイダーがパッケージサービスとして提供するトリプルプレイモデルを早期に採用しました。</p> <p>&lt;<a href="http://www.budde.com.au/Research/Japan-Telecoms-Mobile-Broadband-and-Digital-Media-Statistics-and-Analyses">www.budde.com.au/Research/Japan-Telecoms-Mobile-Broadband-and-Digital-Media-Statistics-and-Analyses</a>&gt;</p>
3. ネットワーク中立性を規制する法律又は政策はあるか。	限定的規則	<p>日本は、ネットワークの中立性の促進及び規制に対してハイブリッドアプローチをとっており、これには、関係する大臣からの受入れ可能な慣行の声明及び競争促進的規則が含まれます。総務省は、2007年にネットワークの中立性に関する報告書を発表しています。この報告書では、ネットワーク開発費用の公正な割当及びコンテンツプロバイダーを含む電気通信事業者によるネットワークに対する公正なアクセスについて論じています。</p> <p>「パケットシェーピング」についてのガイドラインが、2008年5月に発行され、例外的な状況におけるパケットシェーピングを認めています。</p>
4. 基本的指標		
4.1. 人口(単位：100万)(2015) • 本スコアカード掲載国全ての合計：47億人	127	<p>2015年に日本の人口は0.1%減少しました。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2016年12月) &lt;<a href="http://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx">www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx</a>&gt;]</p>
4.2. 都市人口(%) (2015) • 本スコアカード掲載国の平均：73%	93%	<p>2015年に日本の都市人口は0.5%増加しました。</p> <p>[世界銀行、データカタログ、指標、都市人口 (2017年1月) &lt;<a href="http://data.worldbank.org/indicator/SP.URB.TOTL.IN.ZS">data.worldbank.org/indicator/SP.URB.TOTL.IN.ZS</a>&gt;]</p>
4.3. 世帯数(単位：100万)(2015) • 本スコアカード掲載国全ての合計：12億4,900万世帯	47	<p>2015年に日本の家庭数は0.1%減少しました。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2016年12月) &lt;<a href="http://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx">www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx</a>&gt;]</p>
4.4. 人口密度(1キロ平方メートル当りの人口)(2015) • 本スコアカード掲載国の平均：471	348	<p>2015年に日本の人口密度は0.1%減少しました。</p> <p>[世界銀行、データカタログ、指標、人口密度 (2017年1月) &lt;<a href="http://data.worldbank.org/indicator/EN.POP.DNST">data.worldbank.org/indicator/EN.POP.DNST</a>&gt;]</p>
4.5. 一人当りの国内総生産(単位：1米ドル2015) • 本スコアカード掲載国の平均：22,649米ドル	\$32,477	<p>2015年に、日本における一人当り国内総生産(GDP)は、0.5%増加して32,477米ドルとなりました。これは、2010年から2015年までの5年間の年平均成長率(CAGR)である-5.4%を上回っています。</p> <p>日本は、本スコアカード指標において、1人当たりGDPで8位、成長率(CAGR)では24位でした。</p> <p>[世界銀行、データカタログ、指標：一人当り国内総生産、現在 米ドル (2017年1月) &lt;<a href="http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD">data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD</a>&gt;及びGDP成長率、年% (2017年1月) &lt;<a href="http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG">data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG</a>&gt;]</p>
4.6. ICTサービスの輸出額(単位：10億米ドル)(2015) • 本スコアカード掲載国全ての合計：9,780億米ドル	\$37	<p>2015年、対日本ICTサービス輸出総額は、8.8%減少して371.2億米ドルとなりました。これは、2010年から2015年までの5年間の年平均成長率(CAGR)である2.1%を下回っています。</p> <p>日本は本スコアカード指標において、ICTサービス輸出額で8位、成長率(CAGR)で24位でした。</p> <p>[世界銀行、データカタログ、指標：ICTサービス輸出米ドル (2017年1月) &lt;<a href="http://data.worldbank.org/indicator/BX.GSR.CCIS.CD">data.worldbank.org/indicator/BX.GSR.CCIS.CD</a>&gt;]</p>
4.7. パーソナルコンピューター(世帯数に対する割合)(2015) • 本スコアカード掲載国の平均：63%	80%	<p>2015年に、日本の家庭の79.7%がパソコンを所有していました。これは、2014年から0.4%の増加で、調査対象236か国中35位です。2014年からの成長率は、2010年から2015年までの5年間の年平均成長率(CAGR)である-0.9%を上回りました。</p> <p>日本は本スコアカード指標において、パソコン台数(世帯数に占める割合)で8位、成長率(CAGR)で23位でした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2016年12月) &lt;<a href="http://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx">www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx</a>&gt;]</p>

# 日本への質問事項	回答	説明
5. IT及びネットワーク準備態勢指標		
5.1. ITU ICT 開発指標 (IDI) (2016) (点数は10点満点で175か国が対象) • 本スコアカード掲載国の平均：6.58	8.37	2016年における日本のITU ICT 開発指標 (IDI) は、8.37 (10点満点) であり、10位 (175か国中) でした。2016年における日本のIDIは、1.1%増加し、IDIランクは、2015年の11から1つ順位を上げました。日本はITU ICT 開発指標で3位、同指標の成長率 (CAGR) で22位でした。  [国際電気通信連合 (ITU)、情報社会の測定 (2016年) <www.itu.int/net4/ITU-D/idi/2016>]
5.2. 世界経済フォーラムネットワーク化準備度指標 (NRI) (2016) (点数は7点満点で139か国が対象) • 本スコアカード掲載国の平均：4.77	5.65	日本は、ネットワーク化準備度指標 (NRI) で5.65点 (7点満点) を得点し10位 (139か国中) であり、OECDの経済圏分類による高所得国において9位 (32か国中) の順位となっています。日本の2016年のNRIは、0.8%増加し、2015年から順位に変化はありません。日本はITU ICT 開発指標で4位、同指標の成長率 (CAGR) で21位でした。  [世界経済フォーラム、国際情報技術報告書 (2016年) <reports.weforum.org/global-information-technology-report-2016>]
6. インターネットユーザー及び国際帯域幅		
6.1. インターネットユーザー数 (単位：100万) (2015) • 本スコアカード掲載国全ての合計：23億3,000万人	115	[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信 / ICT 指標データベース (2016年12月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>]
6.2. インターネットユーザーの人口比% (2015) • 本スコアカード掲載国の平均：67%	91%	2015年、日本の人口の91%がインターネットを使用し、日本はITUの調査対象236か国中17位でした。これは、2014年から2.2%の増加です。これは、2010年から2015年までの5年間CAGR 3.1%を下回るものでした。  日本は、本スコアカードのこの指標において、インターネットユーザーの人口比で2位、成長率 (CAGR) で15位でした。  [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信 / ICT 指標データベース (2016年12月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>]  注：国ごとの計算方法によって一部変動がある可能性があります。国によっては、この統計の根拠として人口の全部又一部 (年齢16歳から72歳等) としている国があります。
6.3. 国際インターネット帯域幅 (国当たりの合計ギガビット毎秒 (Gbps)) (2015) • 本スコアカード掲載国全ての合計：117,736 Gbps	7,411	日本は、国際インターネット帯域幅を2014年から33%増やして、7,411 Gbpsとし、ITUの調査対象236か国中5位でした。2014年からの成長率は、2009年から2014年の5年間CAGR 36.5%を下回るものでした。  日本は、本スコアカードのこの指標において、国際インターネット帯域幅全体で4位、成長率 (CAGR) で8位でした。  [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信 / ICT 指標データベース (2016年12月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>]
6.4. 国際インターネット帯域幅 (2015) (インターネットユーザー当たりのビット毎秒 (bps)) • 本スコアカード掲載国の平均：97,747 bps	64,180	日本の国際インターネット帯域幅 (インターネットユーザー1人当たり) は、2014年以降31%増加しました。2014年からの成長率は、2010年から2015年の5年間CAGR 32.5%を下回るものでした。  日本は、本スコアカードのこの指標において、国際インターネット帯域幅で13位、成長率 (CAGR) で5位でした。  [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信 / ICT 指標データベース (2016年12月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>]
7. 固定ブロードバンド		
7.1. 固定ブロードバンド契約数 (単位：100万) (2015) • 本スコアカード掲載国全ての合計：6億9,700万	39	日本は2014年以降、固定ブロードバンド契約数を3%増やして3888万契約に達し、ITUの調査対象236か国中3位にランクされました。2014年からの成長率は、2010年から2015年までの5年間CAGR 2.7%とほぼ同じでした。  日本は本スコアカードのこの指標において、固定ブロードバンド契約数は3位、成長率 (CAGR) は22位でした。  [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信 / ICT 指標データベース (2016年12月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>]

# 日本への質問事項	回答	説明
7.2. 固定ブロードバンド契約数 対世帯数割合% (2015) • 本スコアカード掲載国の平均：63%	83%	[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2016年12月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>] 注：これは、一部の国における業務利用により、違いが生じる場合があります。
7.3. 固定ブロードバンド契約数 対人口比% (2015) • 本スコアカード掲載国の平均：21%	31%	日本は、固定ブロードバンド契約数を (人口に対する割合で) 2014年から3%増加させました。これは、2010年から2015年の5年間CAGR 2.7%を上回るものでした。日本はITUの調査対象236か国中33位となりました。日本は、本スコアカードのこの指標において、固定ブロードバンド契約数 (人口比) は7位、成長率 (CAGR) は21位でした。 [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2016年12月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>] 以下のOECDの数値は、2016年6月時点の日本における固定ブロードバンド接続の種類別明細を示したものです。 OECD加盟国中、日本は、固定ブロードバンド契約者数対人口比において35か国中19位でした。[OECDブロードバンド契約者 (2017年2月) <www.oecd.org/sti/broadband>] • DSL：2.4% • ケーブル：5.4% • ファイバー/LAN：22.4% • 衛星：0.0% • 固定ワイヤレス：0.0% 合計：30.2% (契約数3820万)。2016年6月における合計のOECD平均は、29.8%でした。 これは、ファイバー接続の増加と、それに伴うDSL、ケーブル、固定ワイヤレスの減少を反映しています。 2015年6月から2016年6月までの固定ブロードバンド成長率は3.12% (成長率は35か国中18位) で、OECDの平均成長率3.42%を少し下回りました。 日本では、固定ブロードバンド契約数は74.1% (35か国中1位) を占め、OECD平均の20.1%を大きく上回っています。日本と韓国は、それぞれOECDの他の加盟国の2倍の水準の普及率を以って、OECDにおけるファイバー接続のシェアで優位に立っています。2015年6月から2016年6月までのファイバー契約数成長率は4.82% (成長率は35か国中34位) で、OECDの平均成長率15.94%を下回りました。 注：2015年7月から、OECDは、固定ブロードバンド及びモバイルブロードバンドの定義について変更し、衛星無線と固定ワイヤレスの分類を、モバイルブロードバンドから固定ブロードバンドに移動しました。 注：ファイバー契約数のデータは、FttH、FttP 及び FttB を含み、FttC を含みません。 注：定義又は時期の違いによって、ITUとOECDの契約者数合計に若干の差異がある場合があります。
7.4. 固定ブロードバンド契約数 対インターネットユーザー数% (2015) • 本スコアカード掲載国の平均：29%	34%	[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2016年12月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>]
7.5. 平均ブロードバンドデータ接続速度 (国あたりの合計メガビット毎秒 (Mbps)) (2017年第1四半期) • 本スコアカード掲載国の平均：12メガビット毎秒 • 本スコアカード掲載国の平均ピーク：70メガビット毎秒	20	日本は、2017年第1四半期の平均ブロードバンドデータ接続速度は20.17 Mbpsで、Akamaiが測定した239カ国中8位となりました。 日本は本スコアカードにおける平均ブロードバンドデータ接続速度で3位でした。 その他の日本における2017年第1四半期の接続計測値は以下の通りです。 • 平均ピークブロードバンド接続速度：94.53 Mbps (世界15位、本スコアカード中4位) • 4 Mbps以上：93% (世界32位、本スコアカード中4位) • 10 Mbps以上：73% (世界4位、本スコアカード中2位) • 15 Mbps以上：52% (世界第6位、本スコアカード中2位) • 25 Mbps以上：25% (世界8位、本スコアカード中3位) [Akamai社インターネット状況報告書 (2017年第1四半期) <www.akamai.com/us/en/about/our-thinking/state-of-the-internet-report/>]



# 日本への質問事項	回答	説明
8. FttX (住宅/ビルまでのファイバー敷設)		
8.1. 住宅/ビルまでのファイバー敷設 (FttX) インターネット契約数 (100万) (2015) <ul style="list-style-type: none"> <li>本スコアカード掲載国全ての合計：2億5,800万件</li> </ul>	27.9	<p>日本は2014年以降、FttXの契約数を5%増やして2,787万3千件とし、ITU調査対象国236か国中2位にランクされました。</p> <p>日本は本スコアカードのこの指標において、FttX契約数で2位、成長率(2014年以降)で19位でした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT指標データベース (2016年12月) &lt;www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx&gt;]</p>
8.2. FttX (住宅/ビルまでのファイバー敷設) インターネット契約数対世帯数割合 (%) (2015) <ul style="list-style-type: none"> <li>本スコアカード掲載国の平均：18%</li> </ul>	59.2%	<p>日本は、2014年以降FttXの世帯契約率を5%増加し、59.21%となりました。</p> <p>日本は、本スコアカードのこの指標において、FttX世帯契約率は3位、成長率(2014年以降)は19位でした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT指標データベース (2016年12月) &lt;www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx&gt;]</p> <p>注：これは、一部の国における業務利用により、違いが生じる場合があります。</p>
8.3. FttX (住宅/ビルまでのファイバー敷設) インターネット契約数割合 (固定ブロードバンド契約数における%) (2015) <ul style="list-style-type: none"> <li>本スコアカード掲載国の平均：23%</li> </ul>	71.7%	<p>日本は、固定ブロードバンド契約数に占めるFttXの割合を、2014年以降5%増加して71.69%となりました。</p> <p>日本は、本スコアカードのこの指標において、固定ブロードバンド契約数に占めるFttX契約数の割合で1位、成長率(2014年以降)で19位でした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT指標データベース (2016年12月) &lt;www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx&gt;]</p>
9. モバイルブロードバンド		
9.1. モバイルセルラー契約数 (単位：100万) (2015) <ul style="list-style-type: none"> <li>本スコアカード掲載国全ての合計：48億2,300万件</li> </ul>	160	<p>2015年、日本はモバイルセルラー契約数を2014年から3.4%増加させましたが、これは、2010年から2015年の5年間CAGR 5.4%を下回るものでした。日本は、ITUの調査対象236か国中7位でした。契約数は、人口の127%です。</p> <p>日本は、本スコアカードのこの指標において、モバイルセルラー契約数は7位、成長率(CAGR)は10位でした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT指標データベース (2016年12月) &lt;www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx&gt;]</p> <p>注：この数字は、人口当りの複数契約者によって実際より多くなっている可能性があります。専用モバイルブロードバンド端末 (3G データカード及びタブレット等) は除外されています。</p>
9.2. アクティブなモバイルブロードバンド契約数 (単位：100万) (2015) <ul style="list-style-type: none"> <li>本スコアカード掲載国全ての合計：25億600万件</li> </ul>	162	<p>2015年、日本はアクティブなモバイルブロードバンド契約数を4%増加させましたが、これは、2010年から2015年の5年間CAGR 7.8%を下回りました。日本はITUの調査対象236か国中4位でした。</p> <p>日本は、本スコアカードのこの指標において、アクティブなモバイルブロードバンド契約数は4位、成長率(CAGR)は22位でした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT指標データベース (2016年12月) &lt;www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx&gt;]</p>

# 日本への質問事項	回答	説明
<p>9.3. アクティブなモバイルブロードバンド契約数(人口比%) (2015)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本スコアカード掲載国の平均：77%</li> </ul>	128%	<p>日本は、2014年からモバイルブロードバンド契約数(人口比)を4%増加させましたが、これは、2010年から2015年の5年間CAGR 7.9%を下回りました。日本はITUの調査対象236か国中7位です。</p> <p>日本は、本スコアカードのこの指標において、アクティブなモバイルブロードバンド契約数(人口比)は2位、成長率(CAGR)は21位でした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2016年12月) &lt;<a href="http://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx">www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx</a>&gt;]</p> <p>注：これは標準モバイルブロードバンド契約数と専用モバイルブロードバンド契約数の合計を反映しています。これには、実際の契約者を含み、潜在的な契約者は含みません。後者は、ブロードバンド可能なハンドセットを有している可能性があります。</p> <p>以下のOECDの数値は、2016年6月時点での日本におけるモバイルブロードバンド接続の種類別明細を示したものです。</p> <p>日本のOECDでの順位は、モバイル無線ブロードバンド契約者数(人口比)において35か国中1位となりました。[OECDブロードバンド契約数(2017年2月) &lt;<a href="http://www.oecd.org/sti/broadband">www.oecd.org/sti/broadband</a>&gt;]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 標準モバイルブロードバンド契約：95.7%</li> <li>• 専用モバイルデータ契約：50.8%</li> </ul> <p>合計：146.4% (1億8,560万件、OECD全体の12億1,000万件に占める割合は15.29%)で、95.1%であった2016年6月のOECD平均を大きく上回っています。</p> <p>日本の2015年6月から2016年6月までのモバイルブロードバンド成長率は12.3% (成長率は35か国中13位)で、OECDの平均成長率10.7%を上回りました。</p> <p>注：2015年7月から、OECDは、固定ブロードバンド及びモバイルブロードバンドの定義について変更し、衛星無線と固定ワイヤレスの分類を、モバイルブロードバンドから固定ブロードバンドに移動しました。</p> <p>注：OECDの無線ブロードバンドの数字には、データと音声の両方の契約(標準モバイルブロードバンドと呼びます。)及びデータだけの契約(モバイルデータ専用と呼びます。)が含まれています。</p> <p>注：OECDの数字には、モバイルデータ契約数が含まれており、これはITU指標で発表されているものと整合していません。</p>
<p>9.4. 平均モバイルデータ接続速度(国あたり合計メガビット毎秒(Mbps)) (2017第1四半期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本スコアカード掲載国の平均：11メガビット毎秒</li> </ul>	16	<p>日本では、2017年第1四半期の平均モバイルデータ接続速度は15.6 Mbpsで、Akamaiが測定した70か国中12位でした。</p> <p>日本は、本スコアカードにおいて、平均モバイルデータ接続速度は5位でした。</p> <p>[Akamai社インターネット状況報告書(2017年第1四半期) &lt;<a href="http://www.akamai.com/us/en/about/our-thinking/state-of-the-internet-report/">www.akamai.com/us/en/about/our-thinking/state-of-the-internet-report/</a>&gt;]</p>